

令和５年由仁町議会第４回定例会 第１号

令和５年１２月１３日（水）

○議事日程

- １ 会議録署名議員の指名
- ２ 会期の決定
- ３ 会期中における仮議長の選任を議長に委任する件
- ４ 諸般の報告
 - １、会務報告
 - ２、総務産業常任委員会道内行政視察報告
 - ３、総務産業常任委員会町内所管事務調査報告
- ５ 行政報告
- ６ 一般質問
- ７ 議案第 １号 由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- ８ 議案第 ２号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ９ 議案第 ３号 第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- １０ 議案第 ４号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- １１ 議案第 ５号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- １２ 議案第 ６号 令和５年度由仁町一般会計補正予算について
- １３ 議案第 ７号 令和５年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- １４ 議案第 ８号 令和５年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- １５ 議案第 ９号 令和５年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- １６ 議案第１０号 令和５年度由仁町水道事業会計補正予算について
- １７ 議案第１１号 令和５年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- １８ 議案第１２号 令和５年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- １９ 議案第１３号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について
- ２０ 会議案第１号 議員派遣について
- ２１ 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（８名）

副議長	８番	早坂 寿博 君	１番	浮田 孝雄 君
	２番	加藤 重夫 君	３番	東 貴之 君
	４番	大 畠 敏 弘 君	５番	野 市 裕 司 君
	６番	佐藤 英 司 君	７番	中 村 隆 浩 君

○欠席議員（１名）

議長 ９番 後 藤 篤 人 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
	員	会				
	事	務				
	局	長				

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	高	根	健	太
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○副議長（早坂寿博君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。
よって、令和5年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○副議長（早坂寿博君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（早坂寿博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 佐藤君、7番 中村君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○副議長（早坂寿博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。
本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月11日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の制定案1件、条例の一部改正案4件、令和5年度各会計補正予算案7件、組合規約の一部変更1件の計13件であります。議会提出案件として会議案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計2件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案につきましては全て単独上程といたします。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については12月13日1日限りとする中で意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長（早坂寿博君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 会期中における仮議長の選任を議長に委任する件

○副議長(早坂寿博君) 日程第3、会期中における仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。正副議長ともに事故があるときに対応し、滞りなく議会を運営するため、地方自治法第106条第3項の規定により、今定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

浮田君

○1番(浮田孝雄君) ただいまの提案ですけれども、これは仮議長は何名まで選任しようとしているのですか。

○副議長(早坂寿博君) 1名です。

浮田君

○1番(浮田孝雄君) その1名の仮議長に不具合が起きた場合、どうするのですか。誰が選任するのですか。

○副議長(早坂寿博君) そのときは、選挙により新たな仮議長を選任いたします。

○1番(浮田孝雄君) 誰が。

○副議長(早坂寿博君) 選挙により。

浮田君

○1番(浮田孝雄君) 行政の仕組みの中に専決処分というものがあります。それで、専決処分した後に直近の議会で報告しなさいと、こういう法律があります。わざわざ仮議長を選任して、議事を進行していく、その理由というのは何なのですか。

○副議長(早坂寿博君) それは、先ほど説明しましたとおり、地方自治法106条第3項の規定により決めさせていただきました。問題はないと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会会期中における仮議長として、2番、加藤君を指名いたします。

◎日程第4 諸般の報告

○副議長（早坂寿博君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の総務産業常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務産業常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の総務産業常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務産業常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

総務産業常任委員会委員長から報告を求めます。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は、学校におけるICTの活用状況について、学校給食の状況についての2点で、令和5年10月3日火曜日に実施しました。出席委員は記載のとおりです。

調査結果、1点目の学校におけるICTの活用状況についてであります。由仁小学校及び由仁中学校においてタブレット端末や今年度購入した大型テレビなどにより積極的にICT教育に取り組んでおり、学習効率の向上に効果があると説明を受けた後、実際に授業を視察し、タブレット端末、大型テレビなどの活用状況を確認しました。

これからの教育におけるICTの活用は、極めて重要なものであると考えているところであり、今後も効果的な取組を進め、教育の質の向上が図られることを期待します。

2点目の学校給食の状況についてであります。給食費や材料費、物価高騰の状況及び対応、また残食の状況について説明を受けました。その後物価高騰への対応となるコスト削減の具体的な内容や残食の実態等について質疑を行い、学校給食の状況について確認しました。

学校給食は、健康の保持、促進を図り、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために大切な役割を果たすものと認識しており、安全、安心な学校給食が安定的に子供たちに提供されるよう努めていただくことを望みます。

以上で総務産業常任委員会町内所管事務調査報告といたします。

○副議長（早坂寿博君） 以上で日程第4、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○副議長（早坂寿博君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和５年第３回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第１点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。昨年１０月から実証運行を実施しております由仁町デマンドバスは、中央バスの一部路線廃止に伴いまして、本年４月から新たに三川駅前を運行ルートに加え、実施しているところであります。９月末までの実績で利用者数は延べ１，２７８人、実人数で９８人、１日平均の利用者は１０．３人となったところであり、３月末までの実績と比較いたしますと、利用者数で２．３倍、実人数で１．４倍、１日平均の利用者で２．３倍とそれぞれ上昇したところであります。三川駅前の利用者につきましては、延べ１６４人、実人数で１７人、１日平均の利用者は１．３人となったところであります。これまでの取組といたしましては、予約システムの導入、バスの位置情報の提供など利用者の利便性の向上を図っており、さらに今後におきましても由仁のデマンドバスと一目で分かるよう由仁町出身の漫画家、イラストレーターの描き下ろしイラストを車両にラッピングする予定であります。なお、実証運行につきましては、本年９月末の夕鉄バスの路線廃止に伴いまして、１０月からその代替として平日に２便を追加、土日に新たに２便を運行する実証を開始したところであります。来年１０月になります本格運行に向けて、町民の皆さんの足を確保すべく引き続き検討、検証を行ってまいります。

第２点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稻につきましては、農林水産省が１２月１２日に公表した作況指数は全国で１０１、北海道で１０４、南空知で１０３のやや良で、１０アール当たりの収量は南空知で５６４キログラムとなっております。品質につきましては、くず米は少ないものの、記録的な高温が続いたことによりましてシラタと呼ばれる腹白、乳白粒、白色で不透明な粒のことではありますが、例年より多く発生しております。たんぱく値につきましても全道的に高めの傾向となっており、ゆめぴりかの基準品出荷率、たんぱく値７．４％以下の米の出荷率は道内全体で４０％前後、当町においても６３％と例年より低い数値となっております。出荷の状況につきましては、１１月末現在で９万９，８９５俵、１等米の出荷率は９８．１％となっております。てん菜につきましては、褐斑病の発生があったものの生育が進み、収量は１０アール当たり７．４トンと平年を上回る見込みとなっております。一方、糖度につきましては、夏から秋にかけて最低気温が高く推移したことが影響し、平年を大きく下回る１４．２％となっております。大豆につきましては、猛暑の影響によりまして表面に斑点のある粒が散見され、しわや裂皮の発生も多く、３等級及び特定加工用中心の検査状況となっております。収量につきましても小粒大豆は１０アール当たり４俵程度と平年並み、大粒大豆は現在調整中となっております。タマネギにつきましては、高温による腐敗の発生により正品率は低下したものの、収量は１０アール当たり５トンと平年並みとなっております。バレイショにつきましては、干ばつにより小玉傾向となり、収穫時の高温の影響による腐敗の発生も見られたところであります。正品としての収量につきましては、食用バレイショは１０アール当たり２．９トンと平年をやや下回り、種バレイショは１０アール当たり３．２トンと平

年並みとなっております。花卉につきましては、猛暑の影響を受けまして規格外品が多く発生し、また生育が予想より進み、出荷が前倒しとなり、一時安値となったものの、他産地の規模縮小により年間を通じて高値での推移となりました。そのため、生産戸数、出荷本数は減少しておりますが、販売額は11年連続で3億円を超えているところであります。本年は、記録的な猛暑となりましたが、全体を通して総じて平年を下回る状況となったところでございます。

3点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、生後6か月以上の全ての方を対象に新たな変異株でありますオミクロン株XBB.1系統に対応したワクチンを接種する令和5年秋開始接種が9月の20日から全国的に開始したところであります。当町におきましては、ワクチンの供給に応じて9月22日から65歳以上の方と5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方などを優先して接種を開始しまして、11月7日からは12歳以上の方を対象に町内医療機関における個別接種を進めているところであります。また、集団接種につきましては、ワクチン接種の意向確認調査の結果に基づきまして、11月11日から18日までは65歳以上の方に、今月1日から3日まで12歳以上の方を対象に接種を行ったところであります。今月12日の新たなワクチンでありますオミクロン株XBB.1.5対応ワクチンの接種状況であります。12歳以上が1,844人、1月1日の由仁町の人口に対する割合は38.5%であります。そのうち65歳以上の方が1,182人で、58.1%の方が接種を終えたところであります。現在のワクチン接種は、国が定めた特例臨時接種期間によりまして来年の3月末までとなっておりますが、今後も接種を希望する皆さんが確実に接種することができるようしっかりと準備を進め、適切に対応をしてまいります。

4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木建築事業の三川本通り線道路改築工事は10月の10日に、由仁町公営住宅北栄団地4号棟建替工事は10月20日に完成をいたしました。なお、北栄団地は11月20日から入居を開始しており、次に農業集落排水事業のヤリキレナイ川改修支障下水道管布設替工事は9月12日に着工し、現在推進工の薬液注入が完了しまして、進捗率は30%、来年3月15日に完成の予定となっているところであります。

行政報告は以上4点でございます。

○副議長（早坂寿博君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和5年第3回定例会以降の教育行政諸般について3点ご報告いたします。

第1点目は、札幌日本大学中学校・高等学校との連携協定についてであります。北広島市にある札幌日本大学中学校・高等学校と人的、知的資源の交流と物的資源を活用した相互の連携協定につきましては既に新聞で報道されましたが、本年10月24日に町と協定の締結を行ったところであります。札幌日本大学中学校・高等学校は、昭和62年に高等

学校を、平成15年には中学校を開校し、中高一貫教育を開始しております。高等学校は由仁町の子供たちの進学先の一つでもあり、創造、敬愛、剛健を校訓に、中学校では自立、英知、真心を校訓に定め、国際社会で活躍できる人材の育成を目指し、教育活動を実践しております。連携する内容につきましては、1点目としては札幌日本大学高等学校への町長による推薦入試の実施、2点目は由仁町でのフィールドワークやボランティアの受入れ、3点目は地域産業の振興や人材育成、まちづくりに関すること、4点目は教育や研究、生涯学習、文化、スポーツの振興発展に関することの4点でございます。協定締結後は、町長推薦について由仁中学校生徒に周知を行うとともに、札幌日本大学高等学校と詳細を詰め、初年度である令和6年度入試に当たり2名の推薦枠をいただいたところであります。また、11月下旬には町長推薦の選考委員会を開き、厳選な選考を行った結果、生徒2名の推薦を決定したところでありますので、ご報告させていただきます。なお、札幌日本大学高等学校の合格発表は、1月31日の予定であります。今後も様々な分野でより一層連携を深め、協力関係を構築してまいります。

第2点目は、ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容ですが、11月1日に町内小中学校、認定こども園、保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、延べ184名の保護者や地域の方々に子供たちの授業や活動の様子を見ていただいたところであります。また、11月27日に各小中学校の児童生徒の代表、合わせて11名を1日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。今年度は、「みんなで考えようSDGs、未来のためにできること」をテーマに、学校に導入した1人1台端末を活用しながらグループで話し合い、全校児童生徒が実施する取組案の発表が行われました。子ども教育委員には、話し合われた内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会など子供たちが主体となって検討を重ね、実現されることを期待しているところであります。また、ゆめつく館では11月をゆに読書月間と定め、同館の利用促進や本に親しむきっかけづくり、さらには家庭での読書習慣や機会を増やすことを目的に、古本市や秋の絵本展を開催したところであります。このほかにも由仁町文化連盟、由仁町教育振興会が共に開催する由仁町文化祭で児童生徒の作品を展示したところであります。

第3点目は、小中一貫教育の取組についてであります。令和2年度から義務教育9年間を通して学校、家庭、地域が一緒に子供たちを育てていくことを目的とし、小中一貫教育を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で児童生徒や教職員が集うことが難しく、なかなか進めることができない状況でした。しかし、本年5月から当該感染症の分類が5類に移行したことから、地域クリーン作戦や一日防災学校など小中学校の合同行事をはじめ、小学校6年生が中学校に出向き、9月14日に音楽の授業を、11月2日には体育の授業を中学生と一緒に実施したところであります。今後は、中学校の教員が小学校に出向き、専門的な授業を行うことを検討しているところであります。

以上でございます。

○副議長（早坂寿博君） 以上で日程第5、行政報告を終わります。

◎日程第6 一般質問

○副議長（早坂寿博君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問においては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、東君の発言を許します。

東君

○3番（東 貴之君） メンタルヘルスケアについて質問いたします。

ここ数年、厚生労働省が行っている統計調査で、働く人の約6割が仕事で強いストレスや不安を感じていると言われております。その中でも地方公務員においては全体で87.4%、町村では75.8%の割合でメンタルヘルス不調による休務者があると回答されています。今後もメンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあると踏まえて、総務省が令和4年3月29日に地方公共団体にメンタルヘルス対策の取組の推進等について、翌年令和5年3月28日にはメンタルヘルス対策に関する計画等の策定の推進についてと続けて通知を出しております。また、現在由仁町においても休務者やメンタルの不調により通院されている職員がいると聞いております。当町の現状や動向を踏まえ、町としてメンタルヘルス対策にどのように取り組まれているのか、そして今後どのように対処していくのか、町長の考え方をお聞きします。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 東議員のメンタルヘルスケアについてのご質問にお答えをいたします。

近年様々な労働環境におきまして、民間企業、国の機関や地方公務員を問わずストレスを抱え、不調に陥り、休業を余儀なくされる方が増加しているという報道がされているところであります。議員がご指摘のとおり、当町におきましても例外ではなく、残念ながら長期の休暇、休業及び通院を余儀なくされる職員がおります。町としましては、それぞれの所属課におきまして初期段階のフォローができるよう管理職員を対象にメンタルヘルスセミナーへの派遣を行うとともに、不調があれば課長等、課長や主査などに相談する体制を整えているところであります。また、年に1度であります、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に国が推奨する57項目の質問に基づくストレスチェックを実施しております。このストレスチェックにおきましては、高ストレスであると評価された職員については状況の改善を図ることを目的に産業医の面談につなげているところであります。しかしながら、ワーク・ライフ・バランスが盛んに叫ばれている状況でありますので、災害時等の緊急対応を除き、時間外勤務の抑制や休暇の積極的な取得を進めることによりまして、職員のES、エンプロイー・サティスファクション、従業員満足度を高めるなど、今後とも充実した職場環境を目指すための働き方改革を進めてまいり所存でございます。

○副議長（早坂寿博君） 東君

○3番（東 貴之君） ただいまの町長のお考えをお聞きするまでは、私本当に大変心配でした。私は当町を見ていて、職員数が関係部署によっては十分足りていないのでは、またやっぱり近年の大災害やコロナウイルス感染症対策などで業務の増加により職員がオーバーワークになっているのではないかと感じておりました。これからもメンタルヘルス対策には注視していただくことを強く望み、私からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（早坂寿博君） 答弁はよろしいですか。

○3番（東 貴之君） よろしいです。

○副議長（早坂寿博君） 次の質問者、中村君の発言を許します。

中村君

○7番（中村隆浩君） 私のほうから1点質問させていただきます。

子ども医療費の18歳以下まで無償化拡大について。現在由仁町では、町内に在住するゼロ歳から中学校卒業までのお子さんの医療費を入院、通院区別なく助成しています。このことは、北海道が助成対象としている範囲を町独自の考えで拡大し、町の財源をもって支援を手厚くしているものと認識しております。そのような中、9月29日、北海道新聞の記事に「空知管内、子ども医療費広がる無償化、18歳以下対象、管内市町の7割」という記事が出ました。記事を読みますと、各市町様々な現状の中、財源確保に努め、子育て家庭への支援に力を入れています。そして、由仁町もより一層の支援に向けて子ども医療費の見直しをするべきと私は感じております。由仁町の子どもたちは、町外の高校に通い、スポーツや勉学に励み、充実した高校生活を送っていると思います。ですが、病気やけがは予期せぬときに起こります。そんなときこそ行政が下支えするべきではないでしょうか。

そこで、町長にお伺いいたします。今後18歳以下までの医療費無償化拡大についての考えはありますか。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の子ども医療費の18歳以下までの無償化拡大についてのご質問にお答えをいたします。

当町における子ども医療費の助成制度は、昭和47年に開始して以来、社会情勢に対応して対象年齢を拡大しながら現在に至っているところであります。議員のご指摘のとおり、町単独分として助成対象を現在の中学生まで拡大したのは平成23年の8月からであります。議員ご質問のとおり、現在子どもの医療費助成は地方単独事業として全都道府県、全市町村で取り組まれているところでありますが、国はこの助成制度が医療費の増加を招くとして国保、国民健康保険に対して国庫負担の減額調整措置を講じております。これは、国民健康保険というのは被保険者の皆さんの保険料と国の簡単に言えば助成金によって成

り立っているわけですが、国が定める基準よりも超えた医療サービスを実施する市町村については、その国の補助金を減額するという措置が取られております。しかしながら、国が年頭に掲げた異次元の少子化対策が具現化され、子供政策を拡充するために6月に閣議決定したこども未来戦略方針におきましてこの減額調整措置の廃止方針が打ち出されたところであります。これに対しまして、地方団体である全国知事会、全国市長会、全国町村会においては減額調整措置廃止の早期実現や国によります一律の制度創設について精力的に要望活動が展開されているところであります。当町といたしましては、これらの国の動向を注視しながら他の市町村とも一体となって要望活動を展開していくとともに、当町の財政状況に対する影響も勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（早坂寿博君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 先ほどの町長の答弁、検討していただけるというふうに認識しておりますが、私たち子育て世代の年齢でもあります。なかなかこういった中身の中でどうして由仁町だけ中学生までだったのかと疑問視をする方も、町民もいたかと思えます。こういうふうに説明をしていただけると、こういうことでなかなか由仁町としても、財源の確保という部分もありますが、取り組むのに検討しながら進んできていたのだなというふうに私は理解させていただきました。私いろいろと聞いていた中で、好きな言葉というか、困難は必ず解決策を持ってやってくるという言葉を僕は信じてやっております。この財源確保も非常に困難かと思われませんが、やっぱり子育て世代、そして高校生まで、夢に向かって一生懸命勉強、スポーツ等に励んでいる子どもたちにより一層の支援を私はしていきたいと思えますし、私一個人の意見でなく、これは町民、子育て世代の親御さん方の気持ちだと代弁させていただき、そして医療費の中でも高校生は病気になる確率は低いかもしれませんが、眼科、それから皮膚科、歯医者、それから整形といろいろな部分で、風邪やそういう病気ではなく、いろいろな部分にかかったときにでも町が手厚く通院できるような状況にさせてあげたいという気持ちもあります。私の中では、皆様と共に財源の確保に努め、より一層子どもたちに第一優先として由仁町全体で支援していきたいなというふうに考えています。そういった中で、通学費、いろんな物価高で家計費もいろいろとかかっておりますが、医療費だけはぜひとも実現に向けてもらいたいなというふうに望みまして、私の一般質問とさせていただきます。答弁をお願いします。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員から大変建設的なご質問をいただきました。初めに、お断りしておきますが、私はやらないと言っていないから。しっかりと検討するとお答えをいたしました。これは、実は弁解になるのですが、先ほどご質問の中で北海道新聞に掲載されて、空知支庁管内の7割の市町村が実施しているという、そういった質問が中にあったのでありますが、これは喉元過ぎれば熱さ忘れるでありまして、どうも町民の一部の中に役場は、行政はお金があるのだというふうに思われている方がいらっしゃるのかもしれない。

れない。行政の財布というのは、実は打ち出の小づちではないわけでありまして。限りがあるのであります。もうお忘れになったかもしれませんが、平成20年施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが新たに施行されて、その法律が定める基準に由仁町が引っかかりました。全国1,800ある市町村のうち、由仁町は14のうちの一つになりました。そのうち最もひどいと言ったら表現悪いのですが、トップは夕張市であります。これは、自治体の倒産に近いものであります。由仁町の場合は、早期健全化団体ということで、あと一步で倒産ですよというところまでいきました。それから財政の健全化計画を策定しまして、町民の皆さんに大変苦しい思いを強いることになりました。一番分かりやすいのは、例えば戸籍の窓口で交付してもらうような住民票から何から、恐らく空知管内ではトップクラスに高いのではないのでしょうか。そういった見直しを進めて、何とかやっそこまで行政運営を進めてきたわけです。やっとな今完全に戻ったという状況ではありませんが、まだまだ苦しい状況であります。先ほど私の答弁でも申し上げましたが、子どもたちのために何とかしてあげたい。ところが、国のほうはこの事業を進めるに当たって病院にかかる者が増えるという基本的な考え方があるのです。これは表立ってはいないのですが、医療費を抑制しなければならないという考えがありまして、ペナルティーを科していく。およそ国の交付金の、正確な額はちょっと把握はしていないのですが、由仁町に交付される国の国民健康保険の交付金の約15%程度は減額になっているということです。この減額はどのようにしているかというと、申し訳ないのですが、国民健康保険の被保険者の皆さんの保険料に影響してくるわけなのです。ここをやっぱり何とかするというのを避けて通ることはできないと思います。そして、由仁町には国民健康保険に対してその減らされた分を何とか補いますよというような財政的な力があるかということ、お金があるのです。お金はあるのですけれども、それをやることによって何かほかの事業をやめなければ駄目だということなのです。うちの財政状況というのは好転しました。よくなりました。しかし、新しいことをやるには、これゲームセンターのモグラたたきみたいなものなのです。出てくるものを実現するには何かをたたき潰して、引っ込めないと駄目だ。これがうちの財政状況なのです。ですから、そういったものを総合的に勘案しながら、ぜひとも中村議員の思いを実現するように検討を進めてまいりたいと思いますので、どうかご協力のほうよろしくをお願いをいたします。

○副議長（早坂寿博君） 次の質問者、野市君の発言を許します。

野市君

○5番（野市裕司君） 質問させていただきます。

私のほうから空き家を活用した移住対策の推進についてご質問させていただきます。由仁町がこれから先豊かで元気のあるまちづくりを進めていくためには、どうしても人口減少に歯止めをかけていく政策が必要であると考えているところでございますが、その意味では町が進めている第六次由仁町総合計画、由仁町過疎地域持続的発展市町村計画、第2期由仁町創生総合戦略、第2次由仁町空家等対策計画はすばらしく、軌を一にする政策であると思います。私は、由仁町においては地形的な条件や農地、私有地のバランス等を考

えると一気に大量の移住者を呼び込む政策には難しいものがあると考えています。しかし、現在取り組まれています空き家等で移住される方を確実に増やしていく、このような政策はさらに力を入れて進めていくべきではないかと思います。私も昨年移住希望者としてこの地に参りました。そこで経験したことも踏まえ、さらにこの政策が進むことを願い、次の質問をさせていただきたいと思います。

1、現在の空き家の件数を教えていただきたいと思います。特定空家の候補ですとか管理不全空き家は除いた数字をお願いしたいと思います。

2、現在の空き家バンクの登録数を教えてください。

3、移住に関する問合せの件数をお教えてください。

4、空き家を活用した移住政策をすることによって見えてきた課題、またはそれを今後どのような形で克服していくのかをお聞かせいただければと思います。

5、今年の北海道移住・交流フェア2023年での成功のポイントなどがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 野市議員から空き家を活用した移住対策の推進について5点の質問をいただきました。1点目から3点目までは実績値の報告となりますので、後ほどそれぞれ担当課長に回答をさせます。

まず、私のほうからは4点目の空き家を活用した移住施策の見えてきた課題、それを今後どのような方法で克服していくかというご質問であります。当町の空き家・空き地バンクは平成22年度から開始し、13年が経過しております。この間約90件の登録がありましたが、空き家の所有者から寄せられる相談に対して、平成29年度から地域おこし協力隊員として自らも移住し、宅地建物取引士やファイナンシャルプランナーの資格を持つ由仁町移住交流支援センターのスタッフが専門的な知識を生かして対応しているところでもありまして、登録して間もなく契約が成立している。それほど時間を要さなくても契約が成立しているという状況で、慢性的に登録物件が少ない状況であります。これまでも空き家の所有者に限らず全ての不動産所有者に対しまして空き家バンクへの登録を促し、空き家の流通を活性化させていく取組を行ってまいりましたが、所有者の諸事情、様々な理由によりまして手放すことにちゅうちょされている方が多かったことを踏まえまして、最近では空き家等の無料個別相談会、空き家の利活用セミナーなど所有者側の意識を変える取組も併せて行っているところであります。さらに、運営面におきましては移住交流支援センターのスタッフが相談者に対して移住と物件のマッチングをお手伝いするとともに、相談者からの望が多かった休日の相談を行うなど一定の評価を得ているところであります。

続きまして、5点目の今年の北海道移住・交流フェア2023での成功ポイントというご質問のお答えになりますが、新型コロナウイルスの影響もありまして、6年ぶりに大阪で開催されました移住フェアに由仁町として参加したところであります。当町からは職員1名と移住交流支援センターのスタッフ2名が参加しまして、由仁町に相談希望のあった

15組21人から当町の魅力や生活環境について多くの質問が寄せられたところであります。野市議員のご質問は成功のポイントということではありますが、フェアの参加そのものでは成功か失敗かの判断はできかねますが、不参加であった場合、仮にこのフェアに参加しなかった場合、由仁町に興味のある方とのきっかけがつけられなかったこと、また派遣した職員が他市町村の移住施策を学ぶ機会を失ったと考えますと、フェアそのものの参加は意義のあったものと考えております。移住フェアの成功はこのきっかけづくりから相談者がもっと由仁町に興味を持ていただき、実際に来町したり、何度か相談を重ねたりした後に最終的に由仁町に移住していただくことで初めて成功になると考えております。事例になりますが、平成28年開催のフェア参加者が由仁町に興味を持たれ、数年の検討を重ね、由仁町に移住し、努力を重ね、念願であった古民家での店舗経営を行うことができたという成功事例もあります。当面は、このようなソフト面を中心としまして、移住希望者のニーズと供給のバランスの取れた移住施策の推進に取り組んでまいり所存であります。

○副議長（早坂寿博君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 1点目の現在の空き家件数であります。本年3月策定の第2次由仁町空家等対策計画において調査した空き家件数、こちら特定空家候補を除く件数であります。160件となっております。

以上でございます。

○副議長（早坂寿博君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 2点目の現在の空き地・空き家バンク登録数であります。由仁町移住交流支援センターで運営するゆに住まいNaviにおいて、交渉中の物件も含めまして、本日現在で6件の空き家が登録されております。

続きまして、3点目の移住に関する問合せ件数であります。移住に関する相談件数は令和4年度の実績で40件となっております。

以上でございます。

○副議長（早坂寿博君） 野市君

○5番（野市裕司君） ありがとうございます。やはり空き家バンクの登録数を増やすこと、そしてあと移住希望者の数を増やすこと、そしてこの両者がマッチするということが本当に大事だというのが分かりました。

そこで、私が移住してきていろいろ感じたこととか少し提案も含めてお話ししたいのですが、すけれども、空き家バンクの登録数を増やすためには実際空き家を所有している方、今回160名の方ですか、この方々にくまなく告知をして、理解していただいて、空き家バンクに登録、協力していただくという形になると思うのですが、その政策をいろいろ打っていただいているとは思いますが、どうしても個人情報のところでは難しいところもあるのではないかと感じています。そこを例えば移住交流センターの方や、あと空き家対策協議会の方と、あと地元の例えば不動産の方々と協力しながら進め

ていくというお考えはあるのでしょうか。

それを1点聞きたいことと、あともう一つは移住希望者の方々をこれからたくさん創出していくべきだと思いますけれども、こちらはウェブマーケティングというのですか、そういう形で成果を上げていくことはできると思います。今全国的にD I Yブームであると思うのですけれども、これから先も景気の動向見る限りこのD I Yのブームはずっと伸びていくと考えています。実際D I Yのネットのアクセス数を見るとすごい数でございます。ここで例えば由仁町のホームページなどにD I Yでうちを造りましたというような動画を作ったりですとか、そういう形でP Rしていけばもっともっと移住を希望する方が増えるのではないかと考えています。実際私もこちらに引っ越してきたときにD I Yをちょっとやってみて、こんな感じで、これは写真なのですけども、イメージ的にはこういう形で壁を塗り替えたり、いろいろやるというのはとっても楽しかったので、こういうのを実際に映像にしてP Rしてはいかがではないかと思っています。そちらのほうもご検討いただければありがたいと思います。

以上、この2点でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 大変貴重なご意見いただきました。初めに、うちの交流センターの登録者数が少ないという、これは登録してもすぐ売れてしまうということも一つなのですが、実は需要と供給のミスマッチというのがあります。登録したい方のほとんどが自分の持っている、あるいは親の所有していた、住んでいた住宅を売却したいのであります。ところが、このセンターのホームページの閲覧をしている人の多くがいわゆる借りたいのであります。買わない、買っていただけないということなのです。これが一番の原因になっていると。このミスマッチ、これが解消されればうまくいくのであります。いろいろお話を聞いてみると、親は施設に入ったのだけれども、まだ亡くなっていないし、それを処分するのはどうも気が引けるのだよねとかというのがあります。また、売却しようと思っても、やはり都会に住んでいる親戚の方と由仁に住んでいる親戚の方は固定資産に対する考え方がちょっと違うのです。これ都会の感覚で由仁町にその金額での売却を要求されると、これは完全なミスマッチで、契約は成立しないというふうな、そういった事例もございました。野市議員から貴重なご意見いただきましたので、最初の地元の関係者とはこれから協議を重ね、お互いに協力していきたいと考えております。

また、貴重なプリントアウトしたD I Yの結果の物を見せていただきましたので、なるべくこういうことができるのか。ただ、これ借地借家法の壁がありますので、それを許して住宅を貸してくれる方が本当にいるのかどうかとか、そういったところも検討しなければならないと思います。様々なアイデアがあると思いますので、そういったものも含めて、一軒でも移住者の方に買っていただく、あるいは借りていただいて、人口が増えるように進めてまいりたいと思いますので、ぜひとも野市議員もそのような情報がありましたら私どもも、これ個人情報ですし、税情報ですので、税務課の抱えております固定資産の情報というのは税務課の職員しか閲覧することができないのであります。ですから、ここに住

民課長おりますが、住民課で関わっている職員以外は見ることできないのであります。ですから、私たちは担当している課の職員が作成した登録のお願いの文書を固定資産税の納付書に全員に同封して送っているというのが今このセンターをPRする方法となっております。野市議員が現在住まわれている住宅もかつて私どもが貸してくださいというふうに交渉させていただきましたが、お断りをされました。野市議員もたしかご質問の中でもそういった話がたくさんあったということでありましたので、どうか野市議員もそういう方に声をかけていただいて、このセンターのほうに登録をしてくださいというふうにぜひともお力添えをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○副議長（早坂寿博君） 野市君

○5番（野市裕司君） 町長、本当にありがとうございました。その政策は本当に由仁の未来にとってもとても大切になる政策だと思います。やはり町を挙げてこのような情報を発信していく、町全体として盛り上げていくというような機運が必要ではないかと思います。そうなれば、町民の方お一人お一人が関心が高まり、そのような形でこの政策が成功していくと考えています。そのための手堅い一手を進めていただければと思います。今日は、どうもありがとうございました。

○町長（松村 諭君） 答弁はいいですか。

○5番（野市裕司君） よろしいです。ありがとうございました。

○副議長（早坂寿博君） 以上で日程第6、一般質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○副議長（早坂寿博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第1号

○副議長（早坂寿博君） 日程第7、議案第1号 由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第1号 由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの制定は、総務省からの要請に基づき農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することで経営状況の透明性を向上させ、健全な経営が行われるようにするため、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき条例を次のとおり定めようとするものであります。

内容につきましては、議案第1号資料で説明いたしますので、そちらを御覧ください。左側が制定しようとする由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例案で、右側の備考はこれらの根拠法令等の規定を記載しております。

第1条は農業集落排水事業の設置で、農業用排水の水質保全、農業集落の生活環境の整備及び公衆衛生の向上を図るため農業集落排水事業を設置するものであります。

第2条は法の財務規定等の適用で、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものであります。

2ページをお開きください。第3条は経営の基本で、第1項は農業集落排水事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない、第2項は施設の名称、位置及び区域については由仁町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第4条に定めるとおりとするものであります。

第4条は重要な資産の取得及び処分で、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分について定めているものであります。

第5条は議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等で、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、3ページをお開きください、負担付きの寄附または贈与の受領で金額またはその目的物の価格が100万円以上のもの、法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で金額が100万円以上のものとするものであります。

第6条は会計事務の処理で、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち第1号、公金の収納及び支払に関する事務、第2号、公金の保管に関する事務を会計管理者に行わせるものとするものであります。

第7条は業務状況説明書類の作成で、法第40条の2第1項の規定に基づき農業集落排水事業に関し業務の状況を説明する書類及び期日について定めているものであります。

4ページをお開きください。附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は由仁町特別会計設置条例の一部改正で、特別会計から事業会計へ移行することから、第1条第1項第3号の由仁町農業集落排水事業特別会計を削るものであります。

第3項として、由仁町農業集落排水事業償還基金条例は、廃止するものであります。
以上で説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○副議長（早坂寿博君） 日程第8、議案第2号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第2号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の

設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれが生じたことによる改正であります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第2号資料、新旧対照表を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係、由仁町監査委員設置条例の一部改正の第3条中、第2条関係、由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部改正の第5条中ともに「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」へ改めようとするものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○副議長（早坂寿博君） 日程第9、議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） それでは、議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本年5月8日に公布されました地方自治法の一部改正に伴い新たに令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、必要な改正及び関係条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第3号資料、新旧対照表の1ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係は第1号会計年度任用職員に関する改正で、これまでは勤勉手当の規定がなかったことから、題名に勤勉手当を加えようとするものであります。

また、第8条の2は期末手当の支給要件やその率を規定しているものであり、新たに支給する勤勉手当の率の上限は100分の102.5、1.025か月分としようとするものであります。

2ページを御覧ください。第2条関係は、第2号会計年度任用職員に関する勤勉手当の支給について必要な改正をしようとするものであります。

3ページを御覧ください。第3条関係は職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、現行の条例においては育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外していることから、このたびの勤勉手当の支給に伴い育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正を行おうとするものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてで、条例第3条中引用されている「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」に改めようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○副議長（早坂寿博君） 日程第10、議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、本条例で規定している引用条項が変更になったことから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第４号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第１５条は特定教育、保育の取扱方針の規定で、第１項第２号につきましては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正によりまして法第３条第１０項が削られたことにより、当該法律を規定している引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり「同条第１１項」を「同条第１０項」に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第４号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５号

○副議長（早坂寿博君） 日程第１１、議案第５号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、子供、子育て支援の拡充のため出産予定者に係る国民健康保険税を一定期間免除する関係法令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が本年5月12日に成立、同月19日に公布され、国民健康保険被保険者のうち出産される方の産前産後期間の国民健康保険税を免除する子供、子育て支援の拡充が法律に規定されました。具体的には出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠、双子以上の場合であります。多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前からの6か月間、所得割及び均等割保険税を免除するものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますが、簡略化して一覧にしたものを議案第5号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第5号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第23条第3項は追加で、出産被保険者が属する世帯に対する国民健康保険税所得割額及び被保険者均等割額を減額する旨の規定であり、第1号では基礎課税額の所得割額について、第2号は基礎課税額の均等割額について、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、2ページを御覧ください。第4号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、第5号は介護納付金課税額の所得割額について、第6号では介護納付金課税額の均等割額についてそれぞれ出産予定月と前月から出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前からの6か月間、当該出産する被保険者に係る国民健康保険税について減額しようとするものであります。

第24条の3は出産被保険者に係る届出で、第1項は届書を町長に提出することについて、3ページを御覧ください。第2項は届書に添付しなければならない書類について、第3項は出産予定の6か月前から届出ができることについて、第4項は届出書及び添付書類において明らかにすべき事項を確認できる場合は届出書の提出を省略させることができる旨について規定するものであります。

附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、令和6年1月1日から施行しよ

うとするものであります。

第2条は適用区分で、改正後の規定は令和5年度分のうち令和6年1月以後及び令和6年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前及び令和4年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○副議長（早坂寿博君） 日程第12、議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時事業費の計上などで、歳入では地方交付税及び国庫支出金並びにふるさと寄附金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申

し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時30分

○副議長（早坂寿博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第7号

○副議長（早坂寿博君） 日程第13、議案第7号 令和5年度由仁町農業集落排水事業

特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額及び集落排水施設の修繕に伴う費用の増額などで、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の計上が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○副議長（早坂寿博君） 日程第14、議案第8号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護報酬改正に伴うシステム改修費の計上及び保険給付費の増額で、歳入ではその財源として国庫支出金及び道支出金並びに一般会計繰入金などを増額するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 9 号

○副議長（早坂寿博君） 日程第 15、議案第 9 号 令和 5 年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 9 号 令和 5 年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合事務費及び保険料等負担金の減額で、歳入では保険料及び一般会計繰入金を減額並びに繰越金の計上であります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 9 号 令和 5 年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○副議長(早坂寿博君) 日程第16、議案第10号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額及び配水管修繕費の計上で、歳入では水道施設の破損事故による補償金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長(早坂寿博君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○副議長(早坂寿博君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１１号

○副議長（早坂寿博君） 日程第１７、議案第１１号 令和５年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第１１号 令和５年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額及び医療用備品の増額などで、歳入では人件費の整理に伴う一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第１１号 令和５年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、
原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１２号

○副議長（早坂寿博君） 日程第１８、議案第１２号 令和５年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第１２号 令和５年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入では道支出金の計上及び一般会計繰入金の減額であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 12 号 令和 5 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、
原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 13 号

○副議長（早坂寿博君） 日程第 19、議案第 13 号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 13 号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、千歳市内に位置しております道央廃棄物処理組合の事務所を移転しようとする組合規約の変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第 13 号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について内容の説明をいたします。

このたびの変更は、道央廃棄物処理組合の事務所を現在地から来年 4 月供用開始予定の新焼却施設内に移転しようとするることによるものであります。

それでは、議案第 13 号資料の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第 4 条は組合の事務所の位置で、現行の「千歳市東雲町 2 丁目 3 4 番地 6」から「千歳市根志越 2 5 3 3 番地の 1」に改めようとするものであります。

附則であります、この規約は、北海道知事への届出の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 道央廃棄物処理組合規約の一部変更については、議案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 会議案第1号

○副議長（早坂寿博君） 日程第20、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

令和5年12月13日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の審査について

○副議長(早坂寿博君) 日程第21、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長(早坂寿博君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和5年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

◎閉会 午後 2時08分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

副 議 長 早 坂 寿 博

6 番 議 員 佐 藤 英 司

7 番 議 員 中 村 隆 浩